



## Osaka Gakuin University Repository

Title	世界のなかのオーストラリア先住民運動－南東部オーストラリアにおける環境管理のための先住民運動を事例に－ Australian Indigenous Movement in the World: The Case of Indigenous Movement for the Environmental Management in South East Australia
Author(s)	友永 雄吾 (TOMONAGA YUGO)
Citation	大阪学院大学 国際学論集 (INTERNATIONAL STUDIES), 第 22 巻第 2 号 : 27-48
Issue Date	2011.12.30
Resource Type	Article/ 論説
Resource Version	
URL	
Right	
Additional Information	

世界のなかのオーストラリア先住民運動  
—南東部オーストラリアにおける環境管理のための先住民運動を事例に—

友 永 雄 吾

**Australian Indigenous Movement in the World:  
The Case of Indigenous Movement for the Environmental  
Management in South East Australia**

TOMONAGA YUGO

*ABSTRACT*

This paper will provide an overview of the Australian indigenous movement and examine the intersection of domestic and transnational connections at the heart of this indigenous Australian movement. Australian indigenous people has cultivated relationships with indigenous and non-indigenous segments of the Australian population alike and also forged ties with indigenous peoples such as the Ainu in Japan as well as other minority movements from across the globe. After sketching the political network underpinning the Australian movement, this paper analyzes the current challenges for environmental management faced by the Yorta Yorta in southeast Australia and discusses the combined efforts by indigenous and non-indigenous actors to meet them.

## 1 はじめに

18世紀後半からオーストラリア南東部のアボリジナル<sup>1)</sup>はイギリスの植民地のなかで迫害と強制のもとにおかれ、彼らは言語をはじめ親族組織など固有の文化の多くを失った。このような差別的な取り扱いに抵抗し、南東部のアボリジナルは1930年代から市民としての諸権利を獲得するための運動を続けてきた。この結果、1967年の国民投票による憲法改正を実現し、連邦結成以前の植民地政府から継承された各州の先住民政策に関する立法権の行使は、連邦政府に移譲され、先住民政策は拡大されていった。そうしたなかでアボリジナルの運動が要求する主題は、それまでのオーストラリア国民と同等の権利獲得から、先住民が自ら政策決定し問題を解決できる権利保障へと変わっていく。これにより、北部や中部の伝統志向型の生活を営むアボリジナルと連動した運動が展開され、それはまた、国内のみならず世界的な規模の先住民運動とも結びついていく。そのため先住民と非先住民の運動主体が先住民集団と政府や専門家という限られたものから、地域住民、さらには国際・国内 NGO なども取り込み、その運動が多面化していく。それと同時に、こうした変化はアボリジナルにとって、先住民の市民としての権利獲得と先住民としての権利の承認を整合するための道を模索する要因にもなった。

この論文では、まずオーストラリア先住民の運動について概観する。その際、その運動が国内における先住民集団間と非先住民との連携により展開されてきたのと同時に、国際的な先住民やマイノリティ集団の運動にも呼応する形でおこなわれてきたことを示す。ついで、今日のオーストラリア先住民運動が、日本のアイヌ民族をはじめ世界の先住民運動とどういった相互作用を起こしているかについて述べる。その後、オーストラリア先住民が獲得してきた土地権に関する現代的な課題について南東部の先住民

---

1) 現在オーストラリアではアボリジニ (Aborigine) という呼び方が差別的意味合いを含んでいるという指摘があり、公文書などでは使用されなくなっている。それにともないアボリジナル (Aboriginal) やアボリジニーズ (Aborigines) という表記が使われている。この論文では、アボリジナルという表記を使用する。

集団ヨルタ・ヨルタ<sup>2)</sup>の環境管理のための運動に注目し明らかにする。ここでは、それらヨルタ・ヨルタの権利獲得のための運動が、彼らの社会とマジョリティ社会双方に対してとどのように折り合いをつけているかが明らかにされる。

## 2 世界のなかのオーストラリア先住民運動

オーストラリアにおける植民は1788年からはじまるが、その植民の時期は地域により大きく異なる。たとえば、南東部では1830年代から本格的な植民が開始され、北部や中部の植民はその100年後にはじまる。当時、狩猟採集民であった南東部のアボリジナルはやがて自然から隔離されることになった。彼らは、キリスト教会各派の宣教団が運営した伝道所集落（以下、ミッション）や、アボリジニーズ保護局などが運営したステーション、あるいはアボリジニーズ福祉局と警察などが管轄したりザーブのいずれかに強制移住させられたからであった。自然からも、外部の社会からも隔離されたそこでの生活は、アボリジナルの日常はもとより、土地をめぐる伝統的な知識の継承にも大きな影響を与えたのである。

こうした状況下にあった植民の初期、アボリジナル集団との契約により土地を購入しようと試みた者がいた。1835年のJ.バットマンによる条約締結の試みがその例である。バットマンはバン・ディーメンズランド（現在のタスマニア）でアボリジナルの探索・討伐隊に参加し捕縛隊を組織し、多くのアボリジナルを保護または殺害した人物である。彼は1835年にポート・フィリップ地区（現在のメルボルン）に上陸し、湾岸のヤラ川付近のアボリジナル集団との間で彼らの土地の一部を購入するための契約を試みた。アボリジナル・リーダーがサインした（文字をもたないため記号や手形だった）契約書を添えて、バットマンは当時のバン・ディーメンズラン

2) この名称に関しては Pinegerine, Waveroo, Yota Yota, Bangerang/Pangerang, Walithiga, Kailtheban, Yotta Yotta, Joti jota, Yorta Yorta など、異なる表記が存在する。ここでは多くのヨルタ・ヨルタ当事者が用いる Yorta Yorta（ヨルタ・ヨルタ）と Bangerang（バンガロン）を使用する。

下准総督であったP.アーサーに報告する。しかし、ポート・フィリップ地区はすでに1803年にイギリス領となり、ニューサウスウェールズ植民地に組み入れられていた。当時、ニューサウスウェールズ植民地のバーク総督は、アボリジナル集団による土地の所有を一切認めないと宣言していたのである。そのためアーサーは、バットマンの契約を無効であるとし、その後先住民と植民地政府の間に条約が交わされることがなくオーストラリアは「無主の土地 (Terra Nullius)」となった<sup>3)</sup>。その後ポート・フィリップ地区では1837年ヤラ川南岸に、1839年にはダンデノン湖畔にそれぞれ政府によるアボリジナルの強制集住施設であるステーションが開設される。またジロングでは、1839年から1848年までメソジスト派ミッションが開設され、南部のアボリジナルはここに強制移住させられたのである<sup>4)</sup>。

### 植民のなかの先住民運動

これら保護施設の閉鎖と再建による移動の中で、南東部アボリジナル集団は、他集団との通婚を通して、州内、または州を越えた親族ネットワークを形成した。このため土地権を継承する父系クランのようなサブ集団を保持できず、言語集団や家族集団が政治的アイデンティティとして使用されるようになった。そうしたなか、ミッションヤリザープで集住したアボリジナル集団は、1860年代より土地権回復のための運動を開始する。

1880年から1900年までの運動は、ミッションヤリザープその周辺にて農耕ができる土地の譲渡、さらに非先住民の人びとと同じく平等に扱われる

---

3) 植民地化を進める際、国際法(ヨーロッパ法)にはいくつかの決まりがあった。①植民地権力を誇る専制君主制に先住民が服従するよう説得する。②土地の一部に定住する権利を先住民から購入する。③初めて発見され獲得された土地を独占的に占有する。最初の2つの原則は先住民との間に何らかの条約や交渉が必要となる。これは、アメリカ、カナダ、ニュージーランドでの植民地化に適応された。これに対し、3つ目の原則はそれらを必要とせず植民地権力によって単独的に土地が占有され、オーストラリアではこの原則が適応された。それは、ヨーロッパ法によって認識された主権が無い土地であり、土地の保有者がいないというテラ・ヌリウスの考えを正当化する根拠となった。

4) 金田章裕「白人入植者とアボリジニ」小山修三、窪田幸子編『多文化国家の先住民—オーストラリア・アボリジニの現在』世界思想社、2002、pp. 105-113

権利の獲得を要求した。しかし、この運動は人道主義的なミッションのマネージャーを中心に起こされ、アボリジナル自身の行動により進められたものではなかった。この状況が変化するのが1930年代に入ってからである。その後の運動を主導したのはミッションヤリザーブで生まれ育ったアボリジナルのリーダーたちであった。

たとえば、南東部の先住民集団ヨルタ・ヨルタのリーダーであった W. クーパー、D. ニコルスなどは、ヨルタ・ヨルタのみならず全国の先住民が置かれている劣悪な生活状況や、政治・経済的に不平等な状況を改善するため積極的に政府へと働きかけた。このリーダーたちに読み書きを教えたのは、マロガ・ミッションを運営した D. マシユとこのミッションとニューサウスウェールズ植民地が管轄したクメラグンジャ・リザーブにて牧師兼教師を務めた T. ジェームズである。ジェームズは1880年ごろ当時のイギリス領モーリシャスより移住し、メルボルン大学医学部を中退した後1883年からマロガ・ミッションとクメラグンジャ・リザーブに移り住んだ。彼はクーパーの妹 A. クーパーと結婚し1942年に生涯を終えるまでヨルタ・ヨルタの故地（カントリー）で暮らした。これはイギリス帝国支配下で生み出されてきた被植民者によるネットワークを示した1つの例である<sup>5)</sup>。

1933年にクーパーを中心にメルボルンで結成された「オーストラリアン・アボリジニーズ同盟」や J. バットンと W. ファーガソンを中心にシドニーで1937年に結成された「アボリジナル・プログレッシブ協会」は当時の先住民運動を束ねる重要な役割を果たした。こうした団体は1924年にニューサウスウェールズ州のアボリジナルが最初に設立した「オーストラリア・アボリジナル・プログレッシブ協会」に大きく影響を受けた。この協会は1920年代にアメリカで展開されていた「ブラック・アメリカン運動」に呼応し、土地権の獲得と市民権の獲得を目指した。

まず、1933年にクーパーはイギリス王ジョージ5世宛に「アボリジナル

5) Goodall, H., Ghosh, D. and Todd, L. "Jumping Ship-skirting Empire: Indians, Aborigines and Australians across the Indian Ocean", *Transforming Cultures e-Journal*, Vol. 3, no. 1, 2008, pp. 57-59.

以外の人びとと同じ権利を獲得すること、アボリジナル問題の管轄権を州政府から連邦政府へ移し、連邦政府にアボリジナル代表を選出すること」を盛り込んだ請願書を提出し、1935年までにこの請願書には2000以上の署名が集められた。しかし、この請願書は、連邦政府によりイギリス国王に提出されることはなかった。その後、上述の2団体は、シドニーで1938年1月26日に開催されたヨーロッパ人入植150周年祭を「アボリジナル哀悼の日」として位置づけた。彼らは、「オーストラリア社会における完全な市民としての地位の向上と、平等の権利獲得を目的とする新しい政策」を要求した。翌年には、クメラグンジャ・リザーブの居住者が日常の劣悪な生活環境に抗議し、それから逃れるため決起したウォーク・オフ（脱出）を支援した。さらに、1940年に第二次大戦下のナチス・ドイツ軍によるユダヤ人虐殺に反対する声明文をクーパーは提出している。このように、当時の運動はアボリジナル・リーダーたちを中心に決起され、その対象範囲は国内の先住民問題のみならず、国際的な非人道的事象に対しても展開されたものであった。ただし、経済支援や政府交渉の機会を生み出すため、この運動を支えたのは、カトリック教会などの教会関係者や労働組合員や人道主義的な団体に所属する白人であった<sup>6)</sup>。

### 第二次大戦以降の先住民運動

1958年に「キリストの教会」牧師であったD.ニコルスは「ビクトリア・アボリジナル・アドバンスメント同盟」を他のヨルタ・ヨルタ・リーダー5人と「キリストの協会」牧師、女性活動家、労働組合員で共産党議員であった非先住民メンバー3人とともに立ちあげた。またこの同盟を結成する以前、ニコルスは第二次大戦中にオーストラリア軍の雑役に従事し賃金労働を経験したアボリジナルが、戦後、労働環境の改善と賃金の支払いを求め労働運動を組織し、労働者としての権利を要求するため決起したストライキを支持した。この労働運動は国内の労働組合や共産党の支持を

6) Attwood, B. and Markus, A. *Thinking Black: William Cooper and the Australian Aborigines' League*, Aboriginal Studies Press, 2004, pp. 1-8.

獲得しつつ、先住民の権利を保障する国際的な規約である「世界人権宣言」や国際労働機関の107号条約を活用し、アメリカ公民権運動や南アフリカのアパルトヘイト撤廃運動とも呼応し展開された<sup>7)</sup>。

さらに、こうした国際的な人権意識の向上と人種差別撤廃を求める運動の波は、オーストラリア国内における先住民運動を加速させることになった。そのひとつに1965年にシドニー大学の学生であったアボリジナル男性C. パーキンスを代表とし、その他非先住民の学生27人が決起した「フリーダム・ライド運動」がある。その運動は、アメリカの黒人運動にならひ、バスによりニューサウスウェールズ州の地方町を巡回し、アボリジナルの実態を国内に知らせるものであった。それはキング牧師やガンジーが国家の抑圧に抗して決起した非暴力による社会への直接的な働きかけにならひ、その差別的な状況を可視化することで、緊張的な状況を社会に生み出すことが目的であった<sup>8)</sup>。

このように、ニコルスやパーキンスを中心とするアボリジナル活動家が果たした役割は、1967年の国民投票で憲法を改正し、先住民の市民権獲得、国勢調査への参加、連邦議会と政府に先住民に関する立法行政権限の移譲をもたらした。さらに、オーストラリア全土でアボリジナル当事者による代表機関が設立され、これら代表機関が州政府や連邦政府の先住民政策にたいして助言する役割を果たすことになった。それは権利請求の中心が、オーストラリア国民と同等の権利を獲得することから、先住民に関わる問題に対して自ら決定できる権利へと変遷したことを意味する。とりわけ、そのことは土地に関する権利と深く結びついており、その権利獲得のための運動は次世代のアボリジナル活動家たちに受け継がれていった。

## アボリジナル土地権と先住権原

南部の都市や地方町のアボリジナルを中心に決起された権利回復運動は、

7) Clark, J. *Aborigines and Activism: Race, Aborigines and the Coming of the Sixties to Australia*, University of Western Australia Press, 2008, pp. 68-92.

8) Curthoys, Ann. *Freedom Ride: a Freedom Rider Remembers*, Allen & Unwin, 2002.



北部や中部の伝統志向型の生活をおくるアボリジナルの動きとも連動していく。それは土地権闘争として展開された。なかでもダーウィンの南、内陸のグリーンジの人びとによる牧場労働ストライキ（1966年）や北東アーネムランドのヨルングの人びとによるゴープ訴訟（1968年提訴、1971年敗訴）が代表的な土地権闘争としてあげられる。これらを受けて、1972年1月にキャンベラに全国のアボリジナルが集い、国会議事堂前の芝生に建てた「テント大使館」は「土地を渴望」というスローガンを掲げ9月まで続けられた。その結果、労働党ウィットラム首相は、アボリジナルの土地との独自なつながりについて調査委員会を設置し、この調査報告書を受けて自由党フレーザー首相は1976年に北部準州で「アボリジナル土地権法」を制定した。これにより、北部準州のアボリジナル保護区は1980年代までに伝統的な土地保有者であるアボリジナル集団の代表が権利をもつ信託領となり、その面積は北部準州の50パーセント、日本の国土の総面積に匹敵する。この土地権は各州や準州においても独自に制定されていくが、それらの多くが土地権を請求するアボリジナル集団にたいする対症療法的な法制定であった。

これに対して、1992年の「マボ判決」は、先住民諸集団にヨーロッパ人が渡来する以前からその土地に生活していたという歴史的な事実、つまり先住性を認め、そこでは土地の資源利用のための権利が承認された（2001年のクローカー島と2007年と2008年のブルーマッドベイにおける判決では海域での先住権原が承認）。それはまた、植民地化以来、先住民の存在そのものと彼らと大地との関わりを否定し続けてきた「無主の土地（Terra Nullius）」という考えが、法的虚構であることを確認することにもなった。そして翌年、労働党キーティング首相は「先住権原法」を制定し、これによりオーストラリア全土の先住民集団が先住性の承認を求め始めた。しかしその結果は司法の決定によることが多く、そのため運動の主体が先住民集団と人類学者や法学者などに限定されていった。また先住民集団間にもこの法律を活用できる集団とそうでない集団が法的に規定され、分裂を招くこともあった。

これら土地の権利に関する立法措置を求めた運動は、先住民社会はもと

よりオーストラリア社会からも非難をうけた。とりわけ1996年のウィック判決は、牧場借地においても先住権原を認めた。これに対しこの法は天然資源の利用や農牧場の利用に関する国策に抵触し、オーストラリアの経済発展に影響をもたらす可能性があるため、連邦政府は1998年に先住権原の承認を制限する法改正をおこなった。これに加え、改正された法には「先住民土地協定」という交渉方法が盛り込まれ、これにより法廷での争いよりも補償ならびに教育、雇用、相互理解の促進などを目的とする協定がオーストラリア全土で先住民集団と政府、地方自治体、鉱山会社などの間で結ばれていく。それはすなわち先住民に対する土地に関する権利状況をめぐる議論が、1970年代からの立法措置から1998年以降の交渉による制度改革へと移行したことを意味する。次に、これら土地権と先住権原が筆者の研究するヨルタ・ヨルタの人びとにいかなる影響をおよぼしたかを検討する。

### アボリジナル土地権とヨルタ・ヨルタ当事者団体

1950年代後半より「ビクトリア・アボリジナル・アドバンスメント同盟」はクメラグンジャ・リザーブ返還のための運動を積極的に展開する。1959年ニューサウスウェールズ州政府に対しクメラグンジャ・リザーブの土地返還を求めた結果、200エーカーが返還された。1966年にこの同盟は土地返還を求めるキャンペーンを再び起こし、農耕をする権利が与えられ、リザーブは当時70人ほどの住民全員による共同所有地になった。これにより家畜を購入し、トマトや小麦といった作物を生産する「クメラグンジャ有有限会社」を設置した。しかし、ニューサウスウェールズ州政府がアボリジニーズ保護局を1969年の「アボリジナル法」を制定させることで廃止し、さらに1973年の改正法により「アボリジナル・ランド・トラスト」がアボリジナル問題を扱う大臣の下部組織として設置されると、このトラストが住民に代わりクメラグンジャ・リザーブを管轄することになる。

1972年にヨルタ・ヨルタは代表をキャンベラへ送りアボリジナル・テント大使館の開設を助け、当時のマクマーン自由党政権に対し土地(権)法の制定を要求した。1975年に先述した同盟はバルマ・モイラ森林の土地返

還を要求したものの、それは承認されなかった。しかし、この状況は1983年ニューサウスウェールズ州の「アボリジナル土地権法」の制定とヴィクトリア州政府の労働党政権の誕生により一変する。この「アボリジナル土地権法」の制定は、それまでのランド・トラストにより管理されていたクメラグンジャを、ヨルタ・ヨルタ・メンバーで構成される「ヨルタ・ヨルタ・ランド・カウンシル」に99年借地として返還した。このカウンシルは住宅公社を設置し、現在も住宅の管理と社会基盤の改善をおこなっている。さらに、当時のヴィクトリア州ケイン労働党政権は「アボリジナル土地法」を制定するための議論を再開し、1993年に「アボリジナル土地訴訟草案」を提出した。この草案は当時の自由党・国民党が多数を占める上院が反対し否決された。そうしたなかヨルタ・ヨルタは土地、水域、文化遺産および土地略奪に対する補償など土地正義に関する問題を扱う「ヨルタ・ヨルタ・トライバル・カウンシル」を設置し、これが中心となって土地権の回復にたちむかった。これに対して、ニューサウスウェールズ州では「ヨルタ・ヨルタ・ランド・カウンシル」が「アボリジナル土地権法」で返還されたクメラグンジャの土地管理を実施した。

1989年「ヨルタ・ヨルタ・トライバル・カウンシル」はその活動や調査の範囲を拡大し、名称も「ヨルタ・ヨルタ・マレー・ゴールバーン河クラン法人」に変更し、1999年にクラン法人は「ヨルタ・ヨルタ・ネイション・アボリジナル法人」に再編成されている。クラン法人が活動する1994年、先住権原の承認訴訟を申請したヨルタ・ヨルタは、1850年代に2人の白人男性クーバーとアトキンソンとの間に8人の子どもを出産したキティとその子どもたち、さらにその他8人がヨルタ・ヨルタを特定できる先祖とし、16家族集団を確定する。

### 集団内における対立と先住権原訴訟

「ヨルタ・ヨルタ・ネイション・アボリジナル法人」を構成する16家族集団のひとつは、1880年代に大牧場主により記されたバンガロン (Bangerang)

9) Curr, E. M. *Recollections of Squatting in Victoria from 1841 to 1851*, Melbourne University Press (edited version), 1965, pp. 103-146.

という名称を用いる<sup>9)</sup>。彼らはこの法人に所属するものの、ヨルタ・ヨルタとは政治的な考え方において一線を画している。この集団内部の対立は、ヨルタ・ヨルタ先住権原申請が受理されて1ヶ月後の1994年10月に起きた。その後、1995年11月にバンガロンはヨルタ・ヨルタ先住権原訴訟をともに闘うことを合意したが、2002年にこの訴訟による権原否定が決定すると、バンガロンは再び自分たちの正当性を主張しヨルタ・ヨルタと決別した。

この対立を表面化させた先住権原の承認訴訟は、申請地での定住と、その土地の資源の所有と使用の権利などの要求を含んでいた。この訴訟はヴィクトリア州政府とニューサウスウェールズ州政府を含む約500機関に対して起こされた。1994年5月国家先住権原審判所へ先住権原請求のための申請書を提出し、9月に受理された。まず、ヨルタ・ヨルタの代表者は申請地内の地域住民と20回の調停を持ったが、それは不調に終る。このためヨルタ・ヨルタは、連邦裁判所に先住権原審議の場を移すことになる。1998年連邦裁判所判事は、ヨルタ・ヨルタの口頭による証言よりも、開拓者と宣教師が残した記録を歴史的証拠として採用する。その結果、集団の「真正性」と「伝統」の継承が疑われ、ヨルタ・ヨルタの申請地における「伝統は断絶した」という決定がくだされた。これを不服としたヨルタ・ヨルタは控訴し2001年の連邦裁判所第二審では伝統の喪失は否定されたものの、つづく2002年の連邦最高裁判所の判決は98年の判決を支持し、先住権原を否定したのである。

### 先住民運動をめぐる国際的な潮流

以上でみてきた土地に関わる立法措置は、国際舞台での先住民の権利に関する議論とも呼応したものであった。たとえば、1970年代の土地権法の制定には、先にも触れた国際労働機関の107号条約の影響を受けたし、また、「マボ判決」も国連の人種差別撤廃条約にもとづき成立した人種差別禁止法が法的根拠となり、先住権原の承認をもたらした。さらに1993年の国連先住民年は先住権原法の制定の年でもあった。このようにして、オーストラリアの先住民運動は、先住民問題をめぐる国内のみでなく国際的な潮流のなかで展開されており、それは今日においても継続している。なか

でも1970年の旧人権小委員会における先住民に関する議論で、同小委員会は1985年に先住民作業部会を設置し、先住民の定義、先住民の権利の範囲や履行規制などが議論され「先住民の権利に関する宣言草案」の作成に取り組んだ。それは、1994年に旧人権小委員会で採択され、その上部機関の旧人権委員会でも幾度もの議論の結果、国際連合の人権機構改革を経て、この草案は2006年に人権理事会に提出され、2007年7月に国連総会で採択された。しかし、先住民政策をリードしてきた大国のアメリカ、カナダ、ニュージーランド、オーストラリアの各政府は、宣言の採択に反対票を投じた。それは、宣言に明記された自決権を既存国家からの分離・独立権を含むと解釈し、また先住民からの行き過ぎた要求の口実にこの宣言になると危惧したからであった<sup>10)</sup>。次に、国際機関における先住民の権利に関する議論を踏まえたオーストラリアと日本における先住民運動の関連を整理する。

### 3 オーストラリア先住民運動と日本の先住民運動が織りなすところ

日本政府が国内の先住民問題に対して積極的に取り組み始めたのは1990年代に入ってからである。たとえば1997年のダム建設に反対する二風谷ダム判決ではアイヌの先住性を承認した。また同年、同化政策を基礎に進められた「旧土人保護法」が廃止され、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法」が制定された。しかし、そこではアイヌ語の学習や伝統音楽・舞踊・工芸などの普及・啓発が図られたものの、それを超えてより一般的なアイヌ政策が展開されることはなかった。そうした国内のアイヌ政策を大きく推し進める要因となったのが、先述の「先住民の権利に関する国際連合宣言」の採択であった。この宣言採択に賛成票を投じた日本政府は、2008年6月に「アイヌ民族を先住民民族とすることを求める決議」を衆参両院の満場一致で採択し、現在はアイヌ政策をさらに推進し、総合的な政策の確立を求めている<sup>11)</sup>。

10) 安藤仁介『アイヌ・台湾・国際人権』人権問題研究叢書2、2011、pp. 9-14。

11) 前掲 pp. 15-20。

## オーストラリア先住民運動と日本の先住民運動

筆者は「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択された直後の7月1日から4日まで北海道の平取町二風谷で開催された世界で初めての「先住民族サミット・アイヌモシリ2008」に参加した。それはオーストラリア先住民代表としてW.アトキンソンが招聘され、彼から通訳の依頼を受けたからである。そこでは世界12カ国から22の先住民族の代表が集い、4日間にわたり「環境」、「権利回復」、「教育・言語」に注目したウコチャランケ（議論）を交わし、知識の共有化がはかられた。その成果は、「二風谷宣言」と「二風谷勧告」として取りまとめられ、洞爺湖で開催された「G8サミット」参加国首脳へ提言された。そこでは、先住民族の土地に関する伝統的な知識を確認し、そこから伝承されてきた文化を保護・促進する権利を要求し、政府やその他集団が先住民族の問題を扱うときに先住民族との十分な話し合いにもとづく合意形成の必要性を強調している。

このサミットでオーストラリア先住民の代表であるアトキンソンは、アイヌを先住民族として認める国会決議を高く評価し、オーストラリア政府の「先住民族に関する国際連合宣言」の採択と、それによる先住民の伝統的知識を継承する文化センターの設置を強く求めた。

これらの例は、先住民問題が一地域や一国家の枠を超えた問題であることを示している。従って先住民問題を正確に捉えるためには多種多様な先住民の様態を時間という縦軸と空間という横軸に注目しながら、ときにその時空間を往来しまた超えて明らかにすることが不可欠になる。次章では、その多様な様態のひとつとしてヨルタ・ヨルタの運動について環境管理に注目して見ていくことにする。

## 4 ヨルタ・ヨルタの環境管理のための先住民運動

### マレー・ゴールバーン流域地域の特徴

オーストラリア南東部マレー・ゴールバーン流域地域は、比較的肥沃な土地が広がり、ヴィクトリア州のなかでも第一次産業とくにフルーツや野菜、水稻の栽培をはじめ酪農がさかんである。バルマ森林は約3万ヘク

タールの面積をもつ。ここにはユーカリの一種レッド・ガムなど600種を越す固有の動植物が生息し、ラムサール条約の定める重要湿地に指定され、ヨルタ・ヨルタの重要な文化遺産が多く分布している。このパルマ森林の周辺には、1830年ごろからアングロ・ケルト系を中心とする定住者の子孫が定住し、その多くは製材業と牧畜業や灌漑農業に従事する人びとである。その結果この地域の生態系は崩れ、そこでは優勢な白人人口のなかにアボリジナルが混住するという状況が今日まで存続してきた。こうした大陸南東部に共通する社会を「白人オーストラリア」とよんだのはC.D. ローリーであった。それは、北部準州の伝統志向型の生活様式を維持している先住民人口が多い「辺境」に比べて、現在もなお白人とアボリジナルとの対立関係が顕著に表れる地域であるとされる<sup>12)</sup>。

### ヨルタ・ヨルタの現状

現在、オーストラリア先住民の人口は約42万人、全人口の2.3パーセントを占める。そのうち地方町を含めた都市とその近郊で暮らす人びとの割合は約76パーセントに達する。調査対象地を含むヴィクトリア州のアボリジナル人口は3万人で、州総人口の0.6パーセントにすぎない。しかしヨルタ・ヨルタが居住する地方町におけるその割合はエチューカでは3.1パーセント、シェパトンでは4.5パーセント、パルマでは20.9パーセントに達する<sup>13)</sup>。ヨルタ・ヨルタの総人口は、マレー・ゴールバーン流域地域を含め最大で6000人前後と推定されている<sup>14)</sup>。しかし、その全てが必ずしも積極的にヨルタ・ヨルタであることを主張しているわけではない。

たとえば、彼らがおこした先住権原の承認訴訟では約4500人のアボリジナルがヨルタ・ヨルタであると名乗りをあげるが、ヨルタ・ヨルタ出自を有し原告として認められたのは16家族集団の278人にとどまった。また土

12) Rowley, C. D. *Outcasts in White Australia: Aboriginal Policy and Practice- Volume II*, Australian National University Press. 1971, p. 447.

13) Australian Bureau of Statistics 2006 Census.

14) Atkinson, W. R. "Yorta Yorta Occupation and the Search for Common Ground," *the Royal Society of Victoria* 117(1). 2005, p. 2.

地権回復のための議論をすすめる代表機関「ヨルタ・ヨルタ・ネイション・アボリジナル法人」の加入者も2009年の時点で308人にすぎない。ヨルタ・ヨルタの土地をめぐる正義の回復運動を担う人びとはこの意味で少数派である。それは「先住権原法」が土地の正統かつ継続的な所有者であることを要求するからである。それ以外の人びとはいわば「先住権原法」からは除外され、彼らは法的にも、出自のうえでも「はざま」におかれている。ここでは、先住権原の承認訴訟で裁判所が承認した278人や「ヨルタ・ヨルタ・ネイション・アボリジナル法人」に加盟する308人という数が、出自の明確なヨルタ・ヨルタの実数に近いと考える。それはヨルタ・ヨルタ側にたって裁判を担当した人類学者とヨルタ・ヨルタ当事者との協同作業から得られた知見にもとづいているからである。

### 環境管理のための先住民運動

先住権原は承認されなかったが、ヨルタ・ヨルタの代表機関である「ヨルタ・ヨルタ・ネイション・アボリジナル法人」は2004年12月ヴィクトリア州政府との間で「マレー河流域の資源に関する共同管理協定」を締結した。これは、一般法の「森林および土地保護（ヴィクトリア）法」にもとづく協定である。その協定は、マレー河の一部とレッド・ガムが繁茂する湿地帯として世界でも最大規模のバルマ森林、その州立公園を含む約五万ヘクタールを管理範囲に定めた。その管理は、ヴィクトリア州政府と「ヨルタ・ヨルタ・ネイション・アボリジナル法人」から選出されたそれぞれの代表より構成される「ヨルタ・ヨルタ・ジョイント・ボディー」にまかされる。協定のスケジュール3には、その目的をヨルタ・ヨルタの土地と水域資源管理への積極的な参画、そのための財政援助と雇用の創出にある、と定めている<sup>15)</sup>。以下では協定締結後の状況を、ヴィクトリア州政府より出された報告書、特にバルマ森林とその周辺の歴史に注目しつつ検討する。

15) The State Government of Victoria, *Co-operative Management Agreement between Yorta Yorta Nation Aboriginal Corporation and The State of Victoria*, 2004.



### ヴィクトリア環境評価委員会の報告書をめぐる論議

バルマ森林の資源管理をめぐる各州の行政は、森と川の資源利用、洪水と旱魃や家畜の森林への影響に中心があった。ヴィクトリア州では1970年から1997年まで森と河川流域の調査をヴィクトリア州政府に委託された「土地保護委員会」が設置され、1980年代からヨルタ・ヨルタと森との関係に言及や勧告がなされてきた。「土地保護委員会」はその後二度の変成を経て2001年に「ヴィクトリア環境評価委員会」（以下、環境評価委員会）として再編された。この「環境評価委員会」は、マレー河流域のレッド・ガム森林地域の保全と土地利用のために、州政府管轄の州立公園指定地域の拡大を図るよう州政府の諮問を受けた。その際、2004年にヴィクトリア州政府との間で「共同管理協定」を締結したヨルタ・ヨルタの参画について、「環境評価委員会」は慎重に扱う必要が生じた。「共同管理協定」には、「環境評価委員会」は牧草地を含む公有地の利用に関しては、その計画を「ヨルタ・ヨルタ・ジョイント・ボディー」に提示し了解を得ることが義務づけられている。そこでまず「環境評価委員会」は、2005年4月にマレー河をはじめとする複数の河川の水質と水量、および沿岸にある州立公園の森林の状態などに関する調査を実施し、それを3つの報告書にまとめた。

その最初となった2006年8月の『リバー・レッド・ガム森林調査議案』は、約122万ヘクタールの調査地の歴史と、その土地をめぐる社会的・経済的・政治的な状況、およびこの広大な土地の自然と生態系に関する報告である<sup>16)</sup>。翌2007年7月に提出された『リバー・レッド・ガム森林調査答申案』では、森と水域資源を保護するための国立公園の設置、およびヴィクトリア州と先住民集団によるその公園の共同管理に関する計画案が具体的に示された<sup>17)</sup>。最後の3つめは2008年7月の『リバー・レッド・ガム森

16) The Victorian Environment Assessment Council. *River Red Gum Forests Investigation: Discussion Paper*, The Victoria Environment Assessment Council, 2006.

17) The Victorian Environment Assessment Council. *River Red Gum Forests Investigation: Draft Proposals Paper for Public Comment*, The Victoria Environment Assessment Council, 2007.

林調査答申』で、この『答申』は同年7月にヴィクトリア州政府の「環境と気候変動に関する大臣」へ提出され、同年12月に本大臣に受理された<sup>18)</sup>。その後、大臣はこの『答申』にもとづき「公園およびクラウン・ランド制定修正法案2009」を作成し、2009年11月にこの法案がヴィクトリア州議会で可決された。翌年6月よりこの法が施行されており、これによりバルマ森林のおよそ2万8千ヘクタールを含む4国立公園が新しく誕生し、既にある国立公園の拡大などもこの法にもりこまれた。つぎに、このバルマ国立公園が制定にいたるまでの経緯を詳しくみていく。

政府に提出した2006年の『審議案』と2007年の『答申案』の内容を市民に知らせるため、「環境評価委員」は3つの手段を用いた。そのひとつは、調査地域内のコミュニティ・メンバーや先住民集団と、政府機関である「環境評価委員会」との公式な会合である。ここでいうコミュニティ・メンバーは、調査地内の野外レクリエーションに携わる団体や自然環境保護を支持する団体、製材業や家畜業に従事する企業などあわせて24団体からなる「コミュニティ・レファレンス・グループ」をいう。また先住民集団は、「環境評価委員会」が指定した、調査地域内に住む17集団の10代表よりなる「先住民運営委員会」メンバーである。「環境評価委員会」と「先住民運営委員会」との会合は、調査地内の13カ所で17回にわたり開かれ、先住民側からは延べ117人が参加した。

2つめの方法は、公聴会の開催である。それは2006年の夏に6回と2007年の夏に9回、それぞれ調査地内を中心に開催され、全参加者数は約900人に達した。

3つめは、『審議案』や『答申案』に対する市民からの意見書の受付である。2006年の『審議案』が提出されるまでに、市民からは約580の意見書がよせられた。2006年には約1350の意見書が、そして2007年の『答申案』には約6800の意見書がよせられた。

18) The Victorian Environment Assessment Council. *River Red Gum Forests Investigation: Final Report*, The Victoria Environment Assessment Council, 2008.

## 意見書にみる議論

「ヨルタ・ヨルタ・ネイション・アボリジナル法人」からの『答申案』に対する意見書は、バルマ森林の国立公園化を強く支持し、ついで国立公園化にあたって次の6点を求めた。①ヨルタ・ヨルタの本来の土地と国立公園との関係整理、②バルマ国立公園へのヨルタ・ヨルタの積極的な参画にもとづく管理の実現、③既存の建物や土地の共同管理、④ヴィクトリア州政府とのマレー河流域の資源に関する「共同管理協定」の支持、⑤社会的・経済的な自己決定のための機会の創出、⑥近年の諸活動が与える生態系への影響とその学際的な検討、および双方向的なアプローチによる科学的調査に対して、ヨルタ・ヨルタがもつ森林の生態的知識に関する戦略的な活用の展望を示すことの6つであった。

公聴会や意見書にかかわった代表的な環境 NGO には次の3団体がある。ひとつは国際的に活躍する環境 NGO 「地球の友」で、彼らはメルボルン事務所からとアムステルダム本部から、2007年8月と10月に2つの意見書を提出した。両意見書はともに「環境評価委員会」の計画案に賛同しつつ、その一部の改善を求めている。環境 NGO の2つめは「ヴィクトリア国立公園連合」である。1952年に設立されたそれは、ヴィクトリア州にある国立公園の拡大に大きく貢献してきた。彼らはバルマ森林内における製材と牛の放牧を容認する州立公園に強く反対した。最後は、エチューカやシェパトンの地域で生活する小規模の家畜業者や小作農など約120人で構成される地域 NGO 「ゴールバーン流域環境グループ」である。彼らが提出した意見書は、国立公園化の案を支持するとともに、先住民に対しておこなわれてきた土地をめぐる不正義を改善するための先住民の権利向上を全面的に支持したのである。これらの環境 NGO のうち「ヴィクトリア国立公園連合」と「ゴールバーン流域環境グループ」は、国立公園化の計画を作成した「環境評価委員会」が諮問する「コミュニティ・レファレンス・グループ」で、公式にも地域社会の代表性をもつ団体であった。

これらの環境 NGO 団体に対して、「コミュニティ・レファレンス・グループ」である「バルマ森林牧牛者連合」は、「環境評価委員会」の国立公園化案にはきわめて否定的な立場を明らかにした意見書を提出した。ま

た「バルマ森林保存同盟」も意見書を提出する。この同盟は地方町バルマとパッコラ、ナタリアの住民450人ほどが1982年に結成したもので、うえの大牧場主が中心となる「牧牛者連合」の代表や製材業者、大農園主を含む40人の代表により運営されている。その主要なメンバーは、4ないし5世代前にこの地域に移住した先祖をもつ人びとである。そこには「ヨルタ・ヨルタ・ネイション・アボリジナル法人」の家族集団のひとつであるバンガロンが参加している。そうした彼らの意見書では、『答申案』が地域住民の知識を無視したものであるとしてこれを否定し、それに代わる新しい原則をまとめてその実現を要求した。

こうして「環境評価委員会」の3つの報告書をめぐっては、ヨルタ・ヨルタとバンガロンの対立を表面化させただけでなく、それぞれが外部社会と連携し、自らの正当性を主張することとなった。それは先住民と非先住民、あるいは植民と被植民という定式化された二項対立の構図をこえた運動であり、国際・国内環境NGOや都市の知識人が大きな意味と役割を担う運動であることが明らかとなった。このことが運動の対象、いかえれば抵抗のターゲットを多面化するなかで、バンガロンも含めヨルタ・ヨルタはあらためて自らの出自を重要視しはじめている。

### 出自と運動イデオロギーの系譜

ヨルタ・ヨルタの「環境」をとりこむ運動の戦術に関しては「土地の利用と占有に関する地図」（以下、文化地図と省略）の作成と活用が彼らの出自を明確化することに重要となる。「文化地図」作成のためのデータ収集には、2007年から2008年にかけて延べ66人の「ヨルタ・ヨルタ・ネイション・アボリジナル法人」のメンバーがインタビューを受けることに協力した。そのインタビューの内容はバルマ森林に限定し、6万分の1スケールに縮小された森林地図を用いて実施された。その結果、バルマ森林内に6500カ所にのぼる狩猟、漁労、採集および生活の記憶にもとづく地点が特定された。「文化地図」の作成はまだ途上にあるものの、それはヨルタ・ヨルタにとって自らの文化遺産の発掘であり、その行為を介した自文化の再発見を意味した。

一方、バンガロンが進める運動とは、「地域社会」との連携を前面に押し出した住民運動である。バンガロンの運動が普遍的なものとして地域住民に受け入れられるのは、1970年に地方町から財政援助を受け、彼らの歴史や文化を保護、促進するために設置された「アボリジナル・キーピング・プレース」の象徴性である。それは今日、近隣の専門学校に教育の場を提供し、地域住民との連携をはかり、オーストラリア社会における先住民の就労機会の改善にも努めている。これにより、バンガロンはシェパトン自治政府と地域住民の間に密接な関係を築いてきた。さらに「バンガロン」という名称そのものに含まれる地域社会が承認する「正統性」である。バルマ森林周辺で1840年から拡大した入植者による定住化のなかで、この地域で大牧場を開設したE. カーが記述した「バンガロン」の名称は、ヨルタ・ヨルタの名称にさきんじて登場したのであった。その「バンガロン」を名のることで、彼らは市民社会から正統な先住民集団として承認されているのである。

## 5. おわりに

この論文では、オーストラリア先住民の権利回復のための運動に注目し、彼らが展開してきた市民権や先住民の権利獲得のための運動を記述し分析した。ここでは集団内部のみならず国内や国外の先住民集団やマイノリティ集団の運動に呼応し、さらに外部社会と協調するなかで推し進められてきたオーストラリア先住民による運動が明らかにされた。そのことは、近年のヨルタ・ヨルタの環境管理のための先住民運動においてより先鋭化されている。その運動は従来の先住民による先住民のための運動とは異なり、環境NGOや地域社会との連携のなかでおしすすめられている。そこにみられるのは、オーストラリア社会や国際社会を見据えた広い社会通念と価値観を受け入れながら、自らの存在証明のために運動を展開するヨルタ・ヨルタであった。また、それは今日の日本のアイヌ民族や世界の先住民の運動においても展開されている戦術なのである。

資 料

- The State Government of Victoria. *Co-operative Management Agreement between Yorta Yorta Nation Aboriginal Corporation and The State of Victoria*, 2004
- The Victorian Environment Assessment Council. *River Red Gum Forests Investigation: Discussion Paper*, The Victoria Environment Assessment Council, 2006
- The Victorian Environment Assessment Council. *River Red Gum Forests Investigation: Draft Proposals Paper for Public Comment*, The Victoria Environment Assessment Council, 2007
- The Victorian Environment Assessment Council. *River Red Gum Forests Investigation: Final Report*, The Victoria Environment Assessment Council, 2008

参考文献

- 安藤仁介『アイヌ・台湾・国際人権』世界人権問題研究センター、2011
- Atkinson, W. R. *Not One Iota : The Yorta Yorta Struggle for Land Justice*. PhD thesis, Law and Legal Studies, La Trobe University, 2000
- “Yorta Yorta Occupation and the Search for Common Ground”, *the Royal Society of Victoria* 117 (1) , 2005, p. 2
- “Ngariaty: Speaking Strong: The Schools of Human Experience”, In Rachel Perkins and Marcia Langton (eds.) *First Australians: An Illustrated History*, Melbourne University Publishing, 2008, pp. 284-329
- Attwood, B. and Markus, A. *Thinking Black: William Cooper and the Australian Aborigines' League*, Aboriginal Studies Press, 2004
- Clark, J. *Aborigines and Activism: Race, Aborigines and the Coming of the Sixties to Australia*, University of Western Australia Press, 2008
- Curthoys, A. *Freedom Ride: a Freedom Rider Remembers*, Allen & Unwin, 2002
- Curr, E. M. *Recollections of Squatting in Victoria from 1841 to 1851*, Melbourne University Press (edited version) , 1965
- Goodall, H., Ghosh, D. and Todd, L. “Jumping Ship-skirting Empire: Indians, Aborigines and Australians across the Indian Ocean”, *Transforming Cultures e-Journal*, Vol. 3, no. 1. 2008, pp. 44-74
- 金田章裕「白人入植者とアボリジニ」小山修三、窪田幸子編『多文化国家の先住民—オーストラリア・アボリジニの現在』世界思想社、2002、pp. 105-113
- 窪田幸子、野林厚志『「先住民」とはだれか』世界思想社、2009
- Merlan, F. “Indigenous Movements in Australia”, *Annual Review of Anthropology* 34,

2005, pp. 473-94

松山利夫『ブラックフェラウェイ—オーストラリア先住民アボリジナルの選択』お茶の水書房、2006

Rowley, C. D. *Outcasts in White Australia: Aboriginal Policy and Practice- Volume II*, Australian National University Press, 1971

友永雄吾「オーストラリア南東部先住民の資源管理をめぐる歴史的変容—マレー河流域の先住民ヨルタ・ヨルタの先住民運動を事例に一」『オーストラリア研究』第24号 2011、pp. 89-104